

授業・学籍

1. 授業時間

本学の授業時間は以下のとおりです。

1 時限 9:10～10:40

2 時限 10:50～12:20

3 時限 13:10～14:40

4 時限 14:50～16:20

5 時限 16:30～18:00

6 時限 18:10～19:40

2. 休講

担当教員の出張等、やむを得ない事情によりより休講となる場合には、事前に掲示板(人文科学部・教育学部・経営学部:R館、薬学部:U館、短大:T館)に表示されます。休講となった場合には、後日補講を行います。

注)休講の掲示がないのに始業時刻より30分以上経過しても授業が開始されない場合には、R館1階教務課に申し出てください。

3. 臨時休講

(1) 警報発令の際の取り扱い

午前7時に岡山県岡山市に暴風警報・暴風雪警報もしくは特別警報のいずれかが発令されている場合は臨時に休講とする(大雨・洪水等その他の警報の場合は休講としない)。ただし、午前10時までに当該警報が解除された場合は、3時限から授業を実施する。

(2) 交通機関の運休の際の取り扱い

午前7時にJR山陽本線ならびにJR赤穂線のいずれもについて「岡山」駅—「高島」駅間を含む区間に運休の措置が取られていた場合(一部列車の運休や一時的な運転見合わせは含まない)は臨時に休講とする。ただし、午前10時までに当該区間の運行が再開された場合は、3時限から授業を実施する。

(3) 避難勧告・避難指示発令の際の取り扱い

午前 7 時に西川原校地を含む地域に「避難勧告」もしくは「避難指示」が発令されていた場合（「避難準備・高齢者等避難開始」は含まない）は臨時に休講とする。

(4) 以上の原則は、通常の授業だけではなく定期試験・追試験・再試験、週末や通常授業期間外に行われる集中講義・補講等についても、全てそのまま適用する。

(5) その他

学長が学生の安全確保のために必要と判断した場合には、臨時に休講の措置を行うことがある。また、授業実施に支障がないと判断した場合には臨時休講措置の解除を行うことがある。これらの場合は掲示・学内放送・メール・ホームページ等の手段で周知する。

(6) 休講となった場合には、原則として後日補講する。

(7) 臨時休講の場合の注意

臨時休講の措置が取られた場合は、図書館等学内施設も原則として閉鎖される。学内で行われる課外活動・課外講座等も休止となる。

(8) 臨時休講とならない場合の注意

臨時休講の措置が取られない場合でも、自宅周辺の状況、自分が利用する交通機関の状況等を考えて、安全第一で無理のない行動を取ること。授業開始後の時間帯に交通機関の運休が予告されている場合などは、帰宅困難の可能性も考えて登校するかどうかを慎重に判断すること。なお、登下校に危険や困難があると自身で判断して欠席した場合は、指定様式の欠席届に詳しい状況を記載して授業担当者に提出することで配慮を求められることができる。

4.欠席

■ 欠席

自己の都合で授業を欠席する場合には、「欠席届」を記入し、事前に担当教員に届け出てください。事前に届けられなかった場合には、事後速やかに届け出てください（欠席届の用紙は学内イントラネットよりダウンロードしてください。履修要覧にも原稿がありますので、コピーをして使用ください）。

■ 長期欠席

病気による欠席が7日以上にわたる場合には、「長期欠席届」を記入・捺印し、医師の診断書とともに教務課に提出してください(長期欠席届の用紙は教務課に置いてあります)。長期欠席の場合には、各担当教員に個別に届け出る必要はありません。

注)欠席期間が3ヶ月以上になる場合は、「休学」として扱われます。

■ 公欠

以下の場合には、通常の欠席とは異なる「公欠」として認められます。

公欠届を教務課に提出してください。

また、学校保健安全法に定める感染症にかかった場合は、出席停止期間証明書又は診断書の提出が必要です。

・教育実習、介護等体験、博物館実習、社会教育実習、幼稚園実習、保育所実習など、諸課程の単位修得のための実習期間と重複する場合

・学校保健安全法及び同法施行規則に定める下記の感染症にかかった場合(出席停止期間証明書又は診断書(病名・出席停止期間が記載されたもの)が必要)

ただし、第3種の「その他の感染症」については、「出席停止期間証明書」に限る。(診断書は無効)

感染症についての出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則（平成27年1月21日改正）

感染症の種類		感染症の種類出席停止期間の基準 (以下の基準に基づき、主治医が判断する)
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る)	
	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスに限る)	
	特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症	
新感染症		
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消えるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症 (学校医その他の医師において感染のおそれがあり出席停止の措置が必要と認める感染症)		

※第2種については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

※第3種のその他の感染症については、「出席停止期間証明書」に限る。（診断書は無効）

・忌引の場合

1親等の親族(父母)の場合は連続した7日間まで(休日を含む)

2親等の親族(祖父母・兄弟姉妹)の場合は連続した3日間まで(休日を含む)

3親等の親族(曾祖父母・伯叔父母・甥姪)の場合は1日

注)証明する書類またはそのコピーが必要です。

・その他、教務部長、各学部長又は短大部長、各学科長などの協議の結果、やむを得ないと認められた場合

5.休学・復学

(1)病気その他やむを得ない理由で3ヶ月以上修学できない場合は、保証人連署のうえ休学を願い出すことができます。休学を希望する場合は、まず担任に相談してください。「休学願」の用紙は、教務課にあります。病気による場合は、医師の診断書を添付する必要があります。

(2)休学の期間は1年を超えることはできません。ただし、特別な事由があると認められた者には引き続き延長することができます。

(3)休学期間は、学則に定める在学年限には算入されません。

(4)休学期間中は、学費の一部が免除されます。

(5)休学期間満了のときまたは休学期間内であってもその事由が消滅したため復学する場合は、保証人連署のうえ、「復学願」を教務課に提出して学長の許可を得る必要があります。

6.退学・再入学

(1)退学しようとする者は、教務課にある「退学願」にその事由を詳記し、保証人連署のうえ、教務課に提出して学長の許可を得る必要があります。退学を希望する場合は、まず担任に相談してください。

(2)願いにより本学を退学した者が、再入学を希望するときは選考のうえ入学を許可することがあります。

7.除籍

次に該当する者は、教授会の意見を聞き、大学教育研究評議会で審議し、学長が除籍します。

- (1) 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (2) 学則に定める在学年限を超えた者。
- (3) 学則に定める休学期間を超えてなお修学できない者。
- (4) 死亡または長期間にわたり行方不明の者。
- (5) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。